

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年6月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の届出」を削り、「記載した書類を提出しなければならない」を「届け出るものとする」に改め、同項第7号中「業態」を「業種」に改める。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部営業課)